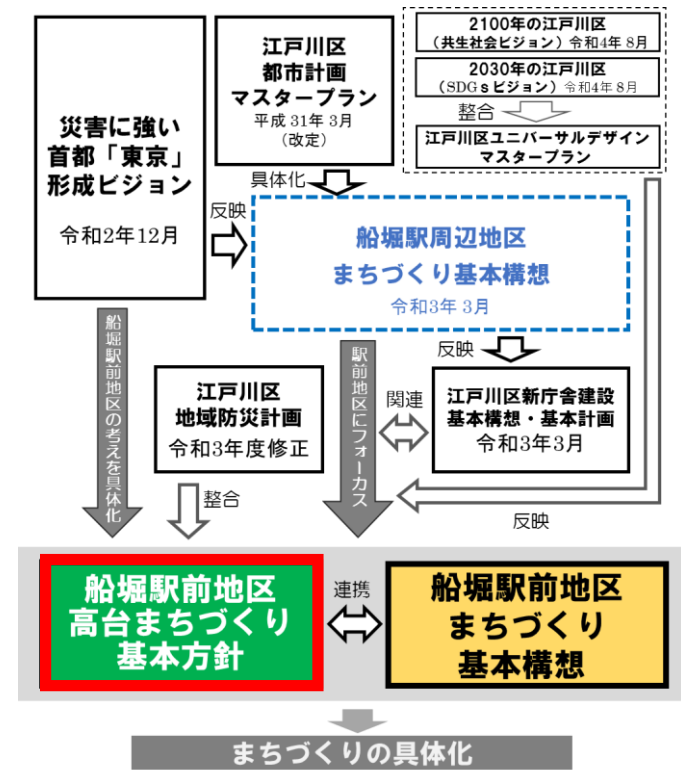


『船堀駅前地区高台まちづくり基本方針』概要

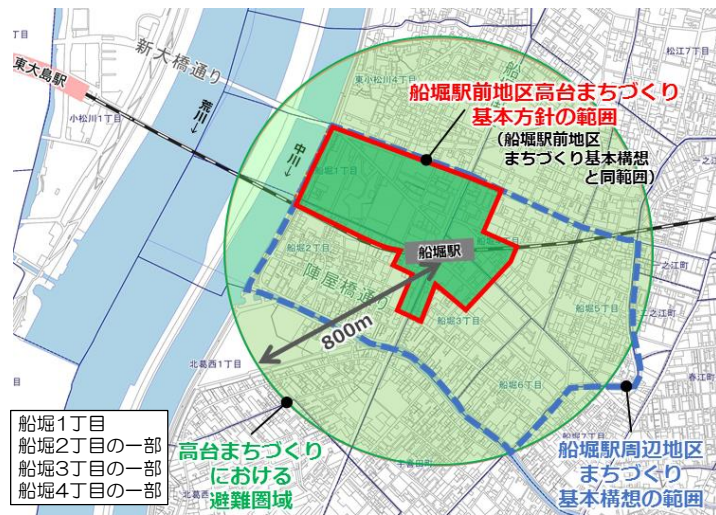
令和5年3月
江戸川区新庁舎整備課

本基本方針は、船堀駅前地区で「高台まちづくり」の取組みを具体的に進めていくための、基本的な考え方や方針を明らかにすることを目的に策定したものです。

■体系図



■対象区域



■大規模水害時の対応（江戸川区水害ハザードマップ）

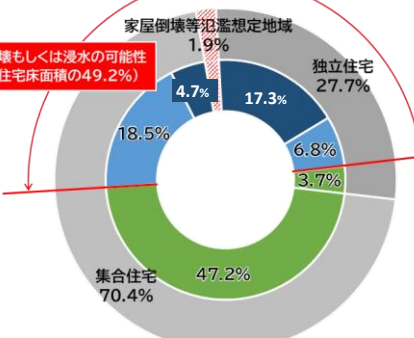
浸水深：3～5m程度 浸水継続：2週間以上



■地区の概況

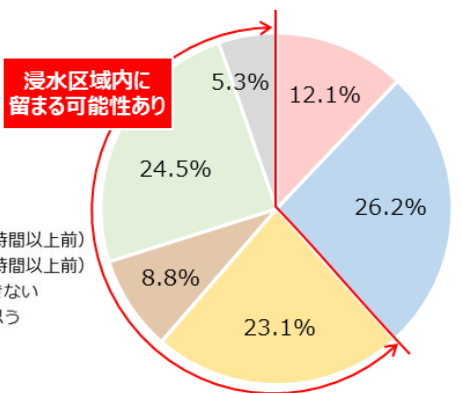
（対象地区の住宅床面積）

- ・約半数が倒壊、浸水の可能性
- ・約2割は同一建物内に非浸水床がない



（広域避難に対する住民の意識）

「避難できる」と回答した割合の合計は約4割



■高台まちづくりで対応すべき課題

（1）避難場所が不足

- ・避難行動要支援者や要配慮者は、広域避難できない可能性がある
- ・浸水区域内に留まる可能性のある住民の避難場所が不足
- ・広域避難の周知が必要

（2）垂直避難後の避難生活が困難

- ・電気やガス、水道などのライフラインが途絶えた中で2週間以上の避難生活を強いられる可能性がある

（3）区の防災拠点としての機能強化が必要

- ・「行政・防災の中心」及び「高台まちづくりのモデル地区」としての防災機能強化が必要
- ・他地区の防災まちづくりのモデルとなる市街地形成が求められる

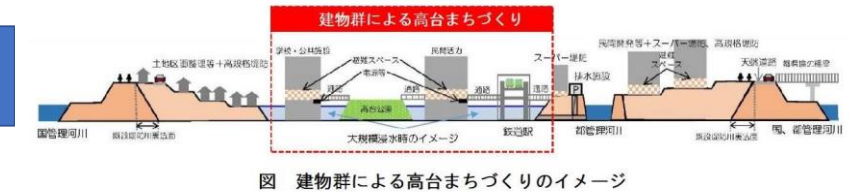
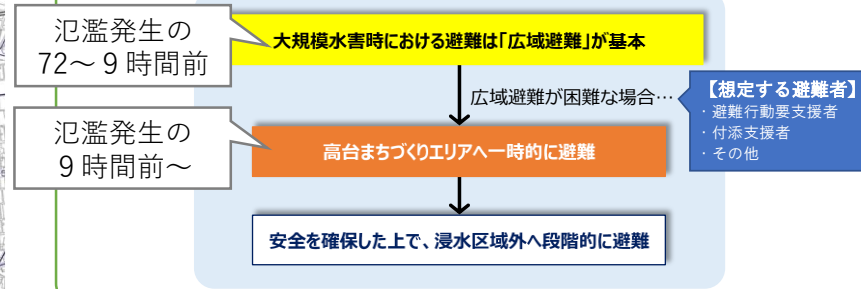
■本地区の高台まちづくりの考え方

（1）広域避難が困難な場合に高台まちづくりエリアへ避難

大規模水害時は「広域避難」を基本としながら、困難な場合は高台まちづくりエリアへ一時的に避難。その後、安全確保の上、浸水区域外へ段階的に避難

（2）建物群による高台まちづくりの実現

- ・浸水しても有効に機能する建物群によって、高台まちづくりを実現する
- ・建物整備又は整備済みの建物を活用するなど、「まちの更新」の機会を捉えて実現を目指す



出典：災害に強い首都「東京」形成ビジョン 概要版（令和2年12月、災害に強い首都「東京」の形成に向けた連絡会議）に加筆

■高台まちづくりの方針

【一団地の都市安全確保拠点施設（都市計画法第11条第10項）】

- ・都市計画法による「都市施設」で「特定公益的施設」及び「公共施設」を示す。
- ・特定公益的施設：避難場所の提供、生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供など
- ・公共施設：道路（道路と一体の歩行者デッキ含む）、公園、下水道、緑地、広場など

特定公益：特定公益的施設

公共：公共施設

1) 防災活動拠点の形成

- 船堀四丁目地区市街地再開発事業で整備する区役所新庁舎、複合施設、さらに「タワーホール船堀」が災害対応や避難支援の機能を確保 **特定公益**
- 上記3施設が歩行者デッキで接続 **公共**
- ⇒各々の施設が連携した防災活動拠点を形成

2) 待避スペースの確保

- 広域避難が困難な場合の一時的な緊急避難先となるスペースの整備を誘導 **特定公益**
- 災害時協力協定の締結により連携強化を推進
- 防水扉や浸水深以上の設備配置等の浸水対策を促進

3) 最低限の避難環境の確保

- 十分な備蓄の確保を促進 **特定公益**
- 避難環境をサポートする医療、購買等の施設の確保を促進 **特定公益**
- 避難時の孤立を防ぐため、建物間の動線を確保 **特定公益 公共**

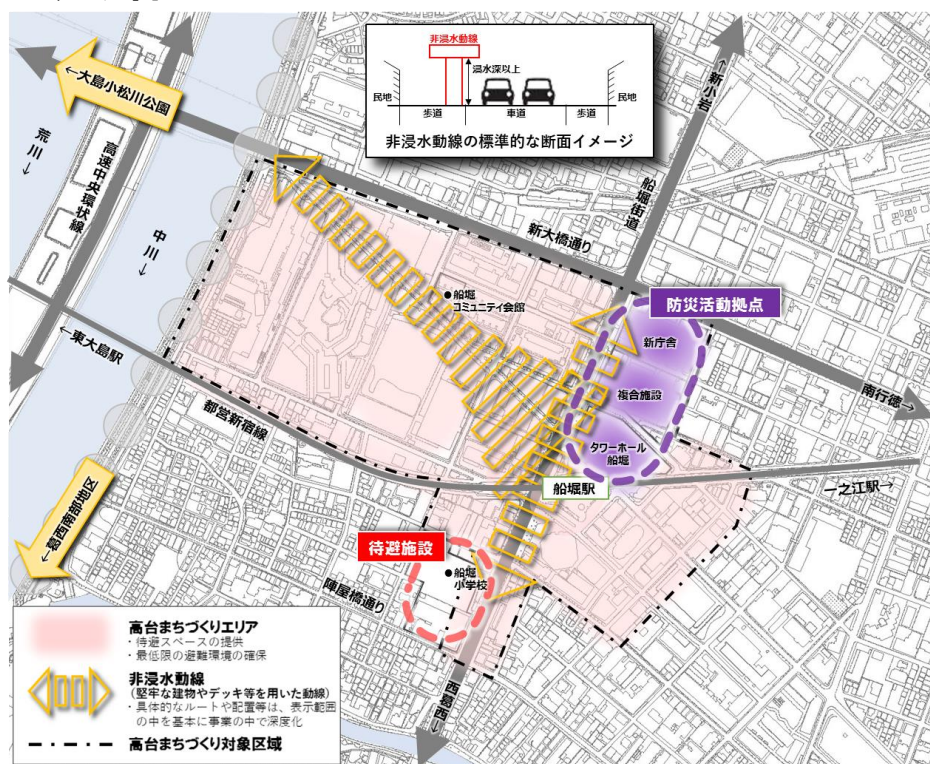
4) 浸水区域外への非浸水動線の確保

- 高台まちづくりエリアから、浸水区域外へ徒歩で避難可能な非浸水動線を確保 **特定公益 公共**

5) 浸水発生後の具体的な行動の検討

- 浸水後の防災活動拠点の役割や機能、避難者の行動や避難の支援などのタイムライン等について、検討を深度化

■方針図



●非浸水動線の活用イメージ

